

申告する資産とは

毎年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、(1)と(2)の要件を満たすものになります。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後の1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑧ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個又は1組あたり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産が申告の対象となります。

【個人の場合】

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
①	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
②	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
③	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

(次項に続く)

【法人の場合】

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
①	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
②	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産（①の資産を除く。）	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
③	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	減価償却

◎ 申告の必要がない資産

次のような資産については、申告する必要はありません。

資産	説明
自動車	自動車や軽自動車税の課税対象となっているもの
無形固定資産	特許権、営業権、ソフトウェアなどの無形固定資産
繰延資産	支出の効果がその支出の日以後一年以上におよぶもの（開業費、開発費等）
書画・骨董	書画・古美術品など（複製品や単に装飾目的のものは申告対象です。）
生物	牛、馬、豚、鶏、植物など（貸植木等の観賞用や興行用は申告対象です。）
少額リース資産	法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの